小国商発第605号

令和3年1月14日

小国町商工会員各位

小国町商工会

会長　河津　悦雄

（公印省略）

「熊本県独自の緊急事態宣言」の対策強化のポイントについて

小寒の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、熊本県及び熊本県商工会連合会より標記の件につきまして商工会員への周知依頼がありましたので下記のとおりご報告いたします。

なお、お問い合わせに関しましては熊本県庁の各問合せ先に直接ご連絡していただくよう熊本県庁より通達を受けておりますのでご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

１．営業時間短縮要請

（１）期間：１月１８日（月）～２月７日（日）

（２）対象店舗：県内全域の飲食店

　　　　　※飲食店の定義／食品衛生法の飲食店営業許可または喫茶店営業

許可を取得している店舗（熊本県健康危機管理課回答）

（３）営業時間：午後８時まで

※酒類の提供時間は午前１１時から午後７時まで

**＜営業時間短縮要請に関する問合せ先＞**

熊本県健康危機管理課／電話：０９６－３３３－２４７８

**＜熊本県時短要請協力金に関する問合せ先＞**

熊本県時短要請協力金相談窓口／電話：０９６－３３３－２８２８

　　　　　　※現時点では詳細未定とのことです。

２．不要不急の外出自粛要請

（１）期間：１月１４日（木）～２月７日（日）

（２）対象店舗：県内全域

（３）時間：特に午後８時以降の徹底

**※食料・生活必需品の買い物や医療機関への通院、必要な職場へ出勤、屋外での運動など、生活や健康維持のために必要なものについては、外出自粛の対象外。**

３．催事（イベント等）の開催制限・テレワーク・時差出勤の推進

イベントは、屋内屋外ともに５，０００人以下、かつ収容率５０％以内

**詳しい内容につきましては、熊本県ホームページをご参照ください。**

**<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/0/81481.html>**